

第三十八回 参議院建設委員会會議録第三十五号

昭和三十六年六月二日(金曜日)

午前十時三十三分開会

委員の異動

本日委員小林孝平君辭任につき、その補欠として武内五郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿蔵君
理事 田中 清一君
松野 孝一君
武藤 常介君
内村 清次君

委員

岩沢 忠恭君
小山邦太郎君
村松 久義君
米田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
武内 五郎君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設政務次官 田村 元君
建設省計画局長 關盛 吉雄君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

建設省計画局参事官 志村 清一君

参考人

元公共用地取得 飯沼 一省君
制度調査会会長
元公共用地取得 制度調査会委員 棚田 光男君

本日の會議に付した案件

○公共用地の取得に關する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲浦鹿蔵君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

公共用地の取得に關する特別措置法案を議題といたします。

これより質疑を続けます。

本日は、参考人として元公共用地取得制度調査会会長飯沼一省君、同じく委員棚田光男君が出席されております。

参考人の方におかれましては、御多忙のところ本委員会の急な御依頼にもかかわらず御出席下さいまして、まことにありがとうございます。

それではこれから質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言下さい。

○田上松衛君 ちよつと参考人の方に

お聞きしたいと思つていますが、この法案を審議するにあたりまして今までたくさん

の参考人の方々から口述してもらい、いろいろ私も貴重な参考意見を承つたわけなんです。

そういう中で若干参考人の方も含めて疑問を感じた点がございますので、これらについて一つ御説明をいただきたいと考へるわけなんです。

最初に、今度の法は前の土地収用法と比べまして一つの大きな特徴として、

て、事前のPRが規定されておるわけですが、このPRを行なわなかつた場合に処する規定というのが発見されないわけなんです。このことはどうもとあたになつて来ますところの、任意協議による現物給付等の場合におきまする努力義務がございするが、これもやはり同じような意味において、その努力を怠つたという場合にはどうするかという問題も、あわせてこの際どういう工合にこれをお考へになつておられるのか、まあそこからお聞きしたいと思ひます。

○参考人(飯沼一省君) PRをよく徹底させるということ、これはこれまでむろんその趣旨でやられておつたろうと思ふのでありますけれども、今度の特別措置法におきましては、特にその点を重要視してこつていろいろな規定が入つたわけでございます。これはそれぞれ行政庁の間の監督の關係、指導の關係等によりまして、おそろく御心配のようない点はないのではなからうか、こつていろいろに考へるわけでございます。現物支給の問題につきましても、執行します事業の重要性からか

○田上松衛君 後段の四十六條、四十七條と法文にありますが、これに關することは抜きにしまして、この際PRの問題を主としてそこに重点を置いてもう一べん繰返してお伺ひします。こ

ういう工合にして私、不安に考へます。一つの事例を申し上げますならば、前の収用法の中で、今飯沼さんはおつただろうと言われるけれども、それでない事例を私どもは知つておるわけでありまして、これはちよつと聞きようによると誤解を受けるかもしれませんけれども、私は、その根拠をなすものはPRいたします側の人々が同じ官庁の人でありながら、中央と地方とにおけるこの間の相違からして、中央の考へるようなことをやつてくれないおそれを感じるわけなんです。一つの例を申し上げますならば、たとえば佐久間ダムの事実上の工事の例を一つ考へてみると、あのことに付いては、これはあとで建設省側にお聞きする事項が入りますけれども、それはあと回しにいたしまして、あの事業を行ないま

つ留保しておくというふうな問題に引つからんで、まるで公共団体である県みずからが、悪い言葉で言へばごねをやつたわけなんです。あとで少し、さつき建設省の方にお聞きすると言ひましたが、私も聞き及んでゐるあれは、これらに対する補償だけで約百億だといわれておるんです。もう

一つ例を申し上げますと、熊野川の開發に關するいわゆる縦貫道路、こつていろいろ問題にも引つからんで、これは一般個人が対象でなくして、やはりその知事、まあ県ですから知事といふんです、これが対象になつてしまつておるわけなんです。ここでも悪い言葉で言ひますならば大きなごねをやつてしまつておるということですね。非常に私もおそれておる点は、一つこのつて特別措置法がございますと、力の弱いところの個人々々の立場における一般国民のためだといふことでもやはり公共のためだといふことで、それから世間にもいろいろ遠慮しがちで、不服がらどうかこれに従つていくといふことはあるだろうけれども、一番こわいものはさうした公共団体だと実は考へるわけなんです。さういふような公共団体、さういふところに人々を使つてPRをさせるなんといふようなことは、これはとてもじゃないが思ひも寄らぬことだと、こつて考へるわけなんです。これはPRに事実上あたつていく人々はどういう人々であるかといふことからお聞きしない

と、あまり質問が飛躍してしまいかも
しれませんけれども、私は実際問題と
してはやはり都道府県に頼んでする場
合が相当あるだろう、こう考えるとき
に、そういうような連中をたよりにし
てやって完全なPRをするなんという
ようなことは思いも寄らぬことじゃな
いのか。非常に表現がまずいけれども、
心配しておる点はおわかり願えと思
うんですが、そういうところに不安を
持つて質問を申し上げておるわけなん
です。だからPRは完全に行なわれる
だろう。従つて愈つた場合にはどうす
るなんというような規定を設ける必要
もないことだろうと、お考えになるこ
とはあまり甘過ぎるんじゃないか。こ
ういふ点からお伺いしておるわけなん
です。重ねて一つ御所見を承つておき
たいと思つておる。

○参考人(飯沼一省君) 佐久間ダムの
例をお引きになりまして、道路のつけ
かえ、鉄道の問題等お話がございまし
たが、ダムの建設につきましては、今
お話のような道路、鉄道等が水没する
場合がしばしば起こるのであります。
それに対してやはりそれにかわる施設
をしなければならぬということは、こ
れはもう申すまでもないことでありま
して、至るところで行なわれておるわ
けでございます。ただそれが、これも
やはりしかし一つの程度の問題であり
まして、その鉄路なり鉄道をつけかえ
てもらいたいというのを要求するこ
とそのものが悪い、というわけでは私
は決してなからうと思つておるであ
りまして、問題は良識によつて両者が話
合つていくということが一番望ましい
わけでございます。そうすべての府県、
市町村がみな不当な要求をしておるも

のでもないのではなからうか。これは
やはりすべての方面、公共事業の重要
性ということから考えまして、あまり
にみなどの市町村でも府県でもそうい
うことをやる、というふうに考えるこ
とは少し考え過ぎではなからうか。大
へん考えが甘いという御批評もござい
ますけれども、私はそういうようなこ
とがだんだんなくなつてしまつて、適正公
平な土地の買収なり収用が行なわれる
ようになるものと考えておるわけであ
ります。

○田上松衛君 この問題についてはお
互いの考えの甘いか辛いかの点におい
ての相違がございしますから、これは
むしろ、何といひますか、議論になる
ようなことになつてしまつてからこの
程度にとどめまして、次の質問に入
りたいと思つておる。

この審議会の方で認定されざる場
合に、ほかの問題についてはそれぞれ
の収用法の期間を短縮するように、特
別措置法では三分の一ないし半分に、
こういう工合に縮めておるわけなん
ですが、ところが審議会の方でなしま
る範囲の仕事については特定期日をこ
こに規定してない。従つて特定事業の
認定の告示後にこんな縮めてみたこ
ころで、その以前の問題について
り少し、この特別措置法の趣旨から考
へまして、ここで期間を設けて急ぐよ
うにしなければ、この点意味がないの
じゃないかと考えるのですが、これに
ついて期間を設けられなかったのはど
ういふことですか。

よりましていろいろさまであつ
て、一本の規定でこれを律するといふ
ことは、私は困難ではなからうかと思
ひます。ことに今日の土地収用の制度
は、まずどこまでも、できることなら
ば、両者の話し合いで問題を片づけて
もらふことが一番望ましいことである
という建前になっておりますので、起
業者と土地収用者、関係人の間で十分
話し合つてもらふ、こういうことが望
ましいわけでありまして、問題の性
質によりまして中にはわずかに一坪、二
坪の場合もありましてよし、あるいは
また何十坪というような非常に広い
面積の事業をやらなければならぬとい
うような関係もありますので、これを
一本にして法律の上で規定すると
いうことは、そういうような意味から
申しましてちよつと無理ではなから
うか、そこは起業者の仕事を進めて参
ります上のやり方にまかしていいので
はなからうか、こういうふうに考えま
す。

きつておつた点は、私の表現がまず
かつたことのために、苦なおわかりに
い点があつたと考えますし、しかし
大体においてお答えにおいては承
きておるわけですから、念のため
にこの際申し上げておきたいことは、
私がさつき申し上げたのは、特定公共
事業の認定をいたす場合に、公共用地
審議会の議を経なければならぬので
ございまして、認定以前の審議会の審
議期間を、本法の趣旨にかんがみてこ
れを規定する必要があるかどうか。審
査はするけれどもやつておいて、そ
うしてあとになつてから、事業の認定
の告示をやつた後において、どんなに
縮めてみたところで、結局通算すれば
かえつて同じようなことになつてしま
うようなことになつたら、これは何に
もならないのじゃないか、そういう気
持でお伺いしておつたわけなんです。
大体はわかりましたけれども、ことさら
にその点を規定しなかつたことにつ
いての経緯といひますか、あるいは飯
沼会長さんのお考え、これを重ねて一
つ承つておきたいと思つておる。

○参考人(飯沼一省君) 事業認定をす
るために非常に時間がかかるというこ
とがありはしないか、こういうお尋ね
のようでありまして、先ほどもちよつ
と申し上げましたが、問題の性質によ
りまして非常に簡単な問題もあり、複
雑なむずかしい問題もあるわけござ
います。いよいよ土地収用法を発動す
るにつぎまして、それだけの権限を与
えるにつぎましては、やはり十分な調
査を必要とするだろうと思つておる
わけです。従つて法律の上で一律に、す
べて何カ月の中にこれを事業認定をし
てしまふなければならぬということは、
事実上私は少し無理ではないかと思
われるのです。従つて調査会におきま
しても、それらの点についてはほとんど
問題は出ておりませんでした。

○田上松衛君 次に移りますが、収用
に對する緊急裁決、これはまた本
法の大きな特徴だと考えるわけであ
ります。この場合、仮住居の請求を認
めることになつておるわけであらう
が、実際にいいてこれは非常にけつこ
うですけれども、この場合、現実問題
として仮住居の用意がなされておるだ
ろうかどうか。言いかえるならば、
これは実行可能であらうかどうか
という不安を若干持つのですが、この
場合にはどういふ御用意をされるとい
うことになるのでしょうか。その点承
りたい。

○参考人(飯沼一省君) 近ごろだ
いふ地方公共団体による住宅政策など
が進んでおまして、昔に比べて、む
しろこういう制度を作りまして、か
なりそうむずかしいものではないので
はないか、十分にでき得るものではな
からうかと考えておる。

○田上松衛君 そういふふうにとだ
見しておられるだけで、何かそれに
對して特別にこれこれの用意をしよ
うという、その具体的なお考えはお持
ち合わせありませんか。

○参考人(飯沼一省君) 特にどうとい
うことは私考えておりませんけれど
も、いろいろな事業が行なわれてお
るわけでありまして、その場合々々
応じて、あるいは公営の住宅な
り、あるいはまたその他のものに
いたしまして、こういう規定ができま
すれば、私は地方ではあらかじめそ

いうつもりで準備をこれからしていくことであろうと考えます。法律の上でどういふ施設をしろうというまで規定するといふことはちよつと困難ではなからうかと思つております。

○田上松衛君　もう一点お伺いしておきたいのですが、この地方の収用委員会等がこのままの、今までのような機構のまま、今度の特例法にもタッチするといふことになりまして、あのままでは少し荷が重過ぎるのではないだろうか、わかりやすく申しますと、いろいろこのへ資料をいただいておき、すけれども、結局はこれはまあ地方議会に諮つてやることでしょうけれども、形の上では知事が任命してしまつてゐるということなんです。こうなつてきますと、さつきお伺いいたしたような熊野川であるとかあるいは佐久間ダムであるとか、こういう例に見ると、対象にされる相手が公共団体であつた場合、いわゆる県であつたような場合には、その長が任命したところの収用委員会がどんなに力を出そうとしても、実際問題としてこの任命者の立場があることですから、ほんとに良心的の公正な独立の考えを打ち出すことはできないといふような羽目に陥るのではないか。この前、先般申し上げましたように、たくさんの方々の方々から意見を聞いた中で、どうも実際問題として地方における収用委員会が収用法の精神をそのままいかすことができない、骨抜きにされちまうといふような形があるといふような貴重な意見を聞いたわけなんです。いろいろたづつて考えてみますと、やはりその任命権の上に無理があるの

ではないか。従つて、これはむしろこの地方の収用委員会の構成あるいは任命といふものに対して、何か再検討を要する必要ないだろうか、こう考えるわけですが、これについてのお考えをお伺いしたい。

○参考人(飯沼一省君)　現在の各府県にありますが収用委員会の実態の状況を見まして、その構成の上で質の上から申しまして知事の任命であるから、たとえば府県関係の事業等において、府県知事の意思に沿わないような判決をするおそれがないかといふお尋ねのようでありまして、現在では私はそういう心配はないと思つてゐます。別に知事の任命でありますけれども、それによつて委嘱をしておるといふような人たちが委員になつておるわけではないのであります。公正な意見によつて私は判決が行なわれておると思つてゐます。その点は私は心配はないのであります。ただ問題は仕事の分量の問題であります。これは非常に仕事でもふえて参りますと、現在の機構では果たして十分に消化し切れるであらうかどうかといふ心配がございますので、それで調査会としまして、答申の中に収用委員会の事務局といふような問題にも触れまして、もう少しこの辺を強化していただきたいといふ意見を付けたいわけでありまして。

○田上松衛君　まだ若干残つておりますけれども、他の委員諸君もいろいろ聞かれた点があると思つて、一応参考人に対する質問はこの程度にいたしておきます。

○田中一君　ちよつと關盛局長に聞いておきたいのですが、この答申案に対する諮問の内容はどうなつてゐますか。それを資料で出してほしいのだから……。

○政府委員(關盛吉雄君)　建設大臣から調査会に諮問をされました諮問事項は、公共用地の取得困難な現状に堪へがみ、その取得を一そう円滑かつ適正に行なうためにはいかなる制度上の改善をはかるべきかといふ事柄でございます。

○田中一君　飯沼さん並びに橋田さんにお伺いしますが、御承知のように昭和二十六年にできた本法の土地収用法がござります。土地収用法によらずしてこつた特別立法で律した方がいとお考えになつた根拠ですね、それを何つておきます。結論としてはここに何つておきますが、どういふ話し合いと出たおつたか、審議がなされて、そういう結論になつたか。いわゆる土地収用法の中にこつた特別の特例を盛り込んだ方が、法体系としてはよろしいのではないかと。ことに今回の法律が時限法でなくして、特別措置法とはいふながら恒久的な立法の仕方をしてゐるものと思ふんです。時限ではございせん。

○参考人(飯沼一省君)　立法の仕方としては今お話のように、土地収用法そのものに手をつけまして規定をするという方法もありまして、あるいはまた特別法を作つてやるという方法もあるかと思つてゐます。しかし調査会におきましては特にその点について多くの議論は出ませんでした。やはりこの特別な立法をしていこうといふことで進んだわけでありまして、やはり特別措置

法という法律を作つて規定した方がわかりいいのではないかと。また土地収用法そのものの全体につきまして再検討してみようといふ必要もあるかと思つてゐますけれども、しかしこれはどういふ時間が必要でございまして、まず公共事業がおくられておる、おくれおるといふ批判にこたへますために、緊急なものについてこつた特別な立法をする、この方が私はわかりいいのではないかと、こつたこつたに考へます。

○田中一君　この諮問にはなるほど広範な範囲のものを含まれるような形なんです。ことに時限的にいつ幾日までにこつてくれといふことはいい。ただ設置法の中では少なくとも一年間になつてから、三月三十一日になつておつたから、調査会そのものは解消されるべき運命にあつたかもしれませんけれども、諮問にはなんら時間を切つておらないわけなんです。この諮問に切つておるとこの諮問の内容に対して各調査委員が受け取つた受け取り方にあるいは相違があつたのかどうか。三月三十一日までにやれといふことは諮問に書いてありませんけれども、そういうふうな含みをこの諮問の文章以外に口頭で何かのものがあつたのか。あるいは自分たちの任期が三月三十一日に切れるからそれまでにしなければならぬのだといふお考えになつたのか、その点はどうなんですか。

○参考人(飯沼一省君)　別に諮問に期限は切つてありませんでしたけれども、しかしお話の通り設置法に調査会の期限といふものが規定されておるにしまして、その期限内に何らかのとりまとめをしたいといふ考えから、まとまるものだけはまとまして、その他のものはなお将来こつたこつたといふ問題について調査を研究する必要があるといふことを、調査会の答申案の中で申し上げたわけでありまして。

○田中一君　橋田さんと御両名の御出席を願つたのですが、今の飯沼さんのお話は、これは会長という立場で御意見が述べられてゐるのか、どちらでしよう。元会長としての立場で御意見を述べられたのかどうか。

○参考人(飯沼一省君)　大体において会長としての立場で申し上げておるんですが、また問題によりましては、お断りいたしまして私個人の考えといふことを申し上げておきます。

○田中一君　そうしますと、橋田さんは会長が言つた言葉に対しては、私が同じ言葉、同じ質問を続けた場合には、あなたは元会長であつた立場で答申案といふもの、そのものを支持する形で御答弁なさるといふ試みなんです。それとも個人の御意見をお述べ下さるといふことなんですか。どつちでしようか。

○参考人(橋田光男君)　お尋ねの件につきましては、私はこの調査会の委員でもございまして、それからまたこの答申に賛成した当人でもございまして、従ひまして、この答申につきまして申し上げたいと思つてゐますが、個人の意見といふのは、特にございましてお断りして申し上げますけれども、大体においてはこちらの答申案自体につきまして申し上げたいと思つておるんです。

○田中一君　まあ飯沼さんは会長だからおそろしく御自分の御意見はあまり吐かないで、とりまとめの方に回つたものと思つてゐます。橋田さんの方はまた

文案の委員長だと聞いておりますが、やはりとりまめの方に回ったのかもわかりませんけれども、少なくとも榎田さんの場合、この答申案——それはむろん結論として全会一致か、あるいは多数決かで賛成されて案文が出たものと思ひますけれども、榎田さんとしてはこれに対して一つも自分の意見がなくて賛成だという態度でございましょう。えになつていらっしゃるんですか。

○参考人(榎田光男君) 調査会の途中におきましては、私もいろいろな意見も申し上げたことはございます。その中で御採用になつたものもありますし、あと回しになつた問題もございまして、いろいろ皆さんと御討議を重ねました結果、この答申が現在においては最善のものと思ひまして賛成したわけでございます。私のこれから申し上げますのは、大体これのつとて申し上げるものが現在の意見になると御了解願ひたいと思ひます。

○田中一君 おおのの任期が三月三十一日であるから、それまでに答申を出さなければならぬというお考えを出すのは、これは全会一致でございませうか。あるいはその中で、どなたか、これは重大な問題だから一つ任期をもう一年延長してもらつてやろうじゃないかというふうな議論はなかつたのでしょうか。

○参考人(飯沼一省君) 調査会ではそういう意見は出ませんでした。

○田中一君 關盛君にちよつと伺ひますが、初めから三月三十一日までに調査をしていただきたい、答申をしていただきたいというところが、三月三十一日までの調査会の期限ということに考へておつたのですか。これは実は昨年

この設置法を出すときにも、十分にそういう点を確かめておきたかつたのですけれども、残念ながら自民党さん単独審議で、これをお通しなすつたものだから内容がわからないわけなんです。そこで何つておくのですが、それはどういふことだつたのですか。

○政府委員(關盛吉雄君) 公共用地取得制度調査会の存続の期限につきましては、法律で明定せられておりましたので、各委員の方々も、また建設省も時限的な調査会であることは承知いたしておりました。しかし、用地取得問題、公共用地の制度改善問題は、これをいろいろな角度から御討議をしていただかなければならぬと思ひ、また制度の運用等につきましても不可分の関係がございまして、こういう点について各委員の忌憚のない御意見を聴取して進行してある過程におきまして、ただいま会長さんがお述べになりましたように、急ぐものは一つ特別措置で早くやるべきじゃないかというふうなことに、全体の方々がそういうふうな取り運びになつたというのが、われわれ事務局としてそこで参画いたしておりました経過でございませう。

○田中一君 では關盛君にお願いしますが、この調査会に諮問された案文はここで拝見しました。そうすると、これに付随していろいろな資料を提示したものだと思ひます。問題点を示したものだと思ひます。その資料を一括ちよつとお出し願ひたいと思ひます。○政府委員(關盛吉雄君) ただいまお尋ねのありました資料につきましては、差し上げたいと思ひます。

局議でもいいから確認されたものですね。それは今これからお出しになる資料は、政府の考えられておる一つの案として責任が持てる資料でございませうね。

○政府委員(關盛吉雄君) もとより過去の実績でありますとか、いろいろな現状につきましては、いわゆるその通りの資料でございませう。それからまた関係各省あるいはまた起業者、あるいは関係方面の土地等の取得によつて損害を受ける方々の意見等も、関係の団体からそれぞれ委員会の席上においで、会長がヒヤリングをやつていただきまして、建設省から出したもののかに各方面の要望なり、また取りまとめに於いての必要な資料を調製されております。従つて建設省の方から出しましたものは、従前の土地取用法の実施運営を担当いたしておりました関係上、必要な資料を提出いたしておりました。その後の資料等は、調査会の委員の方々が御述べになりました見解を逐次取りまとめつつ、御審議をまともにいたしただく便に供したい、こういう次第でございませう。

○田中一君 答申の7、これが答申にかかわらず政府の採用するところとなるというところに対する御批判というのか、これに対する考え方はどういふ心境でいらっしゃるか、榎田さんから先に伺ひませう。

○参考人(榎田光男君) ちよつと今聞き漏らしたのですが、もう一度……。

○田中一君 七ページのIIの7です。

○参考人(榎田光男君) それが……。

○田中一君 これが、この考え方が現在出されておられますところの法律案の中には盛り込まれておらないという点

につきました、あなたの考え方というのですか、批判と申しますか、何と言つたらいいでしょうか、感懐と言つたらいいですか……。

○参考人(榎田光男君) 答申の中のIIの7が法律案の中に盛り込まれていないことについてお前はどうか考へるか、どう感じるかというお尋ねかと存じます。この7ができましたとき、前の方の関連におきまして、どうしても最後のまで土地所有者、関係人の調査を、取用委員会が現地調査をする場合に、これを拒んで妨げたときには裁決ができないうようなことになる、そういうことにはどうしてもしななければならぬことになるのだが、どうであらうかという問題からこつたのでございませうけれども、その後法律案に盛り込まない事情につきましては、いろいろ法律上むずかしい問題があるやに聞き及びました。それで私がこの7を書きました、またこれにつきましては御賛成を申し上げましたときに、法律的にあるいは訴権であるとか、そういう問題についてそれほど込み入つた、立ち入つた考へをいたしておりませんでしたので、あるいは政府御当局において、あるいは法制局等において専門的なお立場から、一方的なお立場からこれをおはすしになつたということについては、むしろ現状においてはそれでよかつたのじゃないかと、そういうふうにご感ぜております。私自身としてはこまかい点、立法技術的な点、あるいは法律的なこまかい点につきましては十分に考へる余裕がなかつたと思ひますか、そこまでは及ばなかつたのだと、そういうふうに感じております。

○田中一君 飯沼会長以下少なくとも

十数人の方々が、日本のこつた問題について最高なる權威者であるというように建設大臣も認定して任命をしたもの、委嘱をしたものと思ひます。その方々が時間がないとかどうとかでもつて、少なくともその原案が抹殺されるような答申が出たということに對しては、國民の一人として非常に意外に思つたのです。また日本のこつたりつぱな方々のその權威が失墜するのじゃないかというふうにも考へられるのです。時間がなかつたからというところでは済みません。時間がなかつたら時間をかければいいのであつて、少なくとも國民としては私はこの条文はない方が方がいいと思ひます。あるよりの國民としての感じ方を申し上げます。しかしこつた答申案が出て、それが諮問したところの政府ですね、政府の代理者であるところの建設大臣がこれを最後に削除したということに對する責任というものは、若干あるのではないかと考へるのです。その点一つ、これはきびしい追及、あるいは法的な追及かもしれないと思ひます。國民としては、少なくともこつた答申案を出した、こつた答申を出したというのに法律案としては削除された、一つ責任はないと言へぬと思ひます。また責任を感じる、責任を負はれるような性格のものでないこともわかつておりますけれども、學者としてはこれはやはり多少とも何らかの考へ方がなければならぬと思ひますが、これは飯沼さんどう考へになりますか。

○参考人(飯沼一省君) あるいは私の考へが間違つておるかもしれません……。

○田中一君 いやあなたの考えは間違つてございせん。

○参考人(飯沼一省君) いろいろ調査会、審議会はございますけれども、その答申がすべて政府の方で採用されるものとは私は考えておりません。いいものであればおとりを願う、しかしもし間違つておれば、悪いものであれば採用されぬということが、私はこういう種類の調査会、審議会等の行き方ではないかと思ひます。もしすべての問題について答申通りにしてもらわなければならぬということになりますと、答申をするにつきますと、大へん窮屈なことになるまして、私は自由な調査会、審議会等の意見が述べられなければならないか、この7をきめました場合には、きわめて私ども常識的に、あまりこまかい訴訟法上の法律理論に通じませんので、せつかく土地所有者なり関係人の利益を守るためにその調査をしたというのに、それを拒む、何べんも拒むというようなことであれば、みづから自分の権利、利益を放棄したようなものではないか、そうだとすれば、できるだけの資料の範囲で裁決をしても、かりにこれが土地所有者、関係人に不利益であつても争うことができないということ、常識の上から見てもあたりまえのことではなからうか、というような考えからこの7が出てきたわけでありまして、政府の方で御採用になりませんからといって、それで責任を回避するわけではありませぬけれども、非常に不都合だといふふうには私も考えておりません。

○田中一君 ちょっと議事録ないので、せんだつて加藤参考人からこの点

について伺つたのです。この場合、拒み、又は妨げるということとは、これを排除するのはやはりこの法律によるところの制裁があるわけですね。現行法の土地収用法にそれに対する条文があるわけですね。それでやればいいのです。かりにもしどうしても暴力でやるならば、おおむね執行妨害は成り立つのです。刑法もあるのです。いろんな法律がございます。収用法においても処罰する方法がある、それはあえて不利益云々というのをあげようとしたのは、これはその法律が実施されない、たとえば公務執行が妨害されても、それに対する対策がないんだという理由でこういう条文を入れようとしたんではないか。

○参考人(飯沼一省君) 処罰の方法はあるかもしれませんが、しかし裁決をする上に希望するような資料は得られないわけですね。結局裁決はできない、それが無い限り現在の法律では、そこでこういう考え方をしたわけでございます。

○田中一君 お前が不利益になるから言うことを聞けと、こういう、何といふんですか、よくやる手ですよ、好きな女の子を何とかいって手なすけるようにするには、懐柔策としてやる手ですよ、そんなつもりの話でございせんか、これは相手は言うことを聞くとおつたのですか。

○参考人(飯沼一省君) 別にそういうことを考えたわけではありませぬけれども、とにかくみづからその調査をしよという方はその人たちのための利益をはかりと、利益が侵害されないようにしようということをやつておる仕事を、それを拒むということになれ

ば、かりに不利益な裁決があらましても、どうしてもそれを争うことができないといふのは、きわめてあたりまえの方法ではなからうかという考えからこういう答申をいたしたわけでありまして。

○田中一君 計画局長、なぜこの答申を採用しなかつたか、一つ説明して下さい。

○政府委員(岡盛吉雄君) 調査会におかれましては、先ほど飯沼前会長からお述べになりましたような経緯でこの事項が答申されておるわけでございますが、争うことができないという、つまり言葉の内容につきましては、法律技術上これをいかにいう立法事項として解釈するかということにつきましては、いろんな立場の規律の仕方が考えられるわけでございます。よく外国でもクリン・ハンドの原則という言葉が使われてございまして、そういう人たちは結局訴訟が許されないといふうな考え方の立法政策もあると思ひますが、要するに収用委員会といたしましては、完全な調査を添付してもらわなければ手続が進んでいかないわけでございますが、簡易調査につきましては職権調査をやる、その職権調査の上で瑕疵が補填されること、今回の特別措置の内容になつておるわけでございますが、そういう場合におきましては最小限度収用委員会が裁決をいたすまでの手続は、この部分についてはたとえ瑕疵があらましても手続を進めてもいいんじゃないかといふような解釈が一つ、それから訴権を奪つてもいいんじゃないかといふような、争うことができないかといふのは、一番最初に申したクリン・ハンドの原則のような考え方、それをまともに解釈しまして訴

権を奪うんだ、こういうふうな解釈をするという解釈も成り立つわけでございます。それで実はそういういろんな問題の疑義も出て参りますので、全体としての考え方は、収用委員会が裁決されるまでの手続が一応進められるようにしよう、というのが委員の方々の最大の答申の線でありましたので、また訴権を奪うというような強烈な思想でもなかつたのでございまして、現行法の法律上の取り扱い方といたしましては、これをこのままどちらの方法で取り上げるかということについて、解釈論上もいろいろ見解が分かれるところでございますので、関係各省とも協議いたしまして、政府といたしましては立案の上におきましてはこれを落とすことにいたしました次第でございます。

○田中一君 飯沼さん、この答申はやはり反対といひますか、買収交渉を最初に行なつた場合に承知をしない者にのみ適用しようという考え方に立つておつたのか、この答申といふものがあつては全面的にその事業そのものに網かけて行なうという考え方に立つておつたのか、どちらですか。

○参考人(飯沼一省君) これはやはり公共の用に供しなければならぬ土地を取得いたしますためには、原則としてはやはり協議で相談のまゝとすることが一番望ましい、しかしどうしても相談のまゝとあらぬ場合に法の定めるところによつてそれを強制収用する、現在の土地収用法がさうでありますように、この特別措置法においてもやはりそのやり方を踏襲いたしまして、できるものならば相談でまゝとめて参りたい、まゝとらぬものについてこの法律を適用

する、こういう考え方でできております。

○田中一君 初めからかけた方が早くいいじゃないですか、初めから収用委員会にゆだねて、ゆだねながら交渉をして取り下げてでもできるでしょう、それはねらい方はどつちなんですか。

○参考人(飯沼一省君) 最後の話がちょっとわかりませんでした、初めから収用法を……

○田中一君 適用して、そうして話し合ひは向こうからくるか、こちらからいか話し合ひは進んでいきますよ、そうしてその部分だけ取り下げるんです。

○参考人(飯沼一省君) 実際問題といたしまして一般に土地収用法を適用するといふことを、土地所有者なり関係人の側で何といひますか、いやがつておるですね、土地収用法といふことを言ひ出しただけでももう相談がうまうまとならぬ、こういう話を始終實際その局に当たつておる人たちが聞くわけでありまして、これは無理もないことであらうと思ひます、そういうふうな実際の人情の上から見ても初めから土地収用法をかけるということはどうかと思ひます、それからまた起業者が法律を適用する意思のないのに、この法律を頭から強制的にそれにのつたらなければならぬといふことも、決して私は適当な方法ではないのではなからうか、やはり協議でまゝとめることが一番望ましいこと、やむを得ない場合に限つてこの法律を適用する、こういう建前でゆくの

○田中一君 この答申の第5の「今後

検討を要する問題」ここに「評価鑑定制度の確立、補償基準の作成」、これが今後検討する問題としてあげられておりますけれども、国民としては買取しよとする者がつける値段というものは安いものだといふ、これは通念です、ことに資本主義社会ではそういうものなんです。また売り込む者は初めは高いんだと、これも通念です。そこにやはり不信感があるわけですね。それからこれは補償基準というものがありませんが、補償基準というものは補償する場合のいろいろな買取の条件、そういうものがどうした形で買取されるのかということがわかる、これによって買取で買取り取られる方はふとこの勘定ができるわけなんです。買取りの方からこれこれの基準で、これこれの計算でこの値段で売ってくれと言つても、まずこれを疑つてみるのが資本主義社会なんです。そうするとやはりここにあげられている評価鑑定制度というものができて、公正な第三者の妥当なる価格というものが出て、この人ならば正しいものを見出してくれるだろうという信頼感が、買取りとしてくる者に対してよりも確かにそれに対する信頼の方が強いと思うんです。そこでこれらの制度を、まあ国民から国民の財産というものを収奪しようという場合に、手続の問題よりもやはりここに一番の重点が置かれなければ、飯沼さん、橋田さん等が慎重に審議されたこの答申というものが完全に実施されないといふ私は思ふんです。せめて今後検討を要する問題としてこの二つの問題が掲げられたことは、皆さん委員の方々の非常な良識を高く評価するわけなんです。しかしなるほど調査会が解

消になりました。その際に検討すべきものとして、これは行政府にまかせようという考え方でこれはあげられたものなのか、あるいは自分たちが、もしももう一つ評価鑑定制度調査会とか、あるいは補償基準制度調査会とかいうものが持たれたならば、この調査会そのものの性格がどう変わってくるならば、同じようにこれらの答申をなさされた考え方を繰り込みながら自分たちがやつてもいいというふうな議論はなかったんですか。それともまた、もしもそういうものが持たれたならば、自分たちも参加して国民の財産権を、少なくとも正当な補償という形のものをするための努力をしようという考え方に立つておつたのか、その二つの問題。これだけ言ひばなしで政府にまかせ、政府がおやんなさい、建設大臣がおやんなさいと、あるいはあなた方がやつてもいいという考え方に立つておつたのか、その点を一つ。

○田中一君 飯沼さんは全国の収用委員会の会長でした。それでしたね。

○参考人(飯沼一君) はあ。

○田中一君 切実にこの問題をお感じになっていらつしやるんだらうと思ひますが、この二つの問題が解決されなければ、こうした答申が出、今回の特別措置法案が出て、完全に国民が納得するようない形で実施されないのではなか、という危惧はお持ちになりませんか。

○参考人(飯沼一君) こういう評価鑑定制度が確立し、補償基準もつきかりしたものができますれば、収用委員会の仕事は非常にたやすくなりますし、また公正な裁決がそれによつてできるだらうと思ひますが、しかしこれがなければ動かないとまでは私は考へておりません。現に各府県の収用委員会がそれぞれ相当の案件を毎年裁決をいたしておりますが、中には訴訟に持ち込むものもありますけれども、しかし大体において、とにかく現状のものとにおいて、最善の努力をして最も正しいと思われる評価が、各地方において行なわれておるわけでありまして、これは言ひ切れぬけれども、全然動かぬとまでは言ひ切れぬ、こゝろふうな考え方でありま

す。ないところに、権力を持つてゐる行政官が、これは公共用地ですから、行政官が一方的な自分の意思を押しつける危険は多分にあるのです。それが今回ここに載せられた答申に入つておる事業のうち、この評価鑑定を一方的に自分だけでしたのもあるし、あるいは評価鑑定人というものを設定してやつたものもあるでしようと思ひます。しかし補償基準というものは持つていないところが多いのです。その場当たりの相手次第の売り買いになつておるわけですね。この収用といふことを言つておられますけれども、収用委員会にかける前のことが原則でございますよ、今飯沼さんおっしゃつてゐるうちに、その際に、売買交渉ですから、がんばりの弱者からは安く買取り、がんばるやつからは高く買取りというのが現状なんです。それは正しいか正しくないかは別にして、納得するかどうかは別として、とにかく収用委員会が動くことは事実です。動いてゐるのです、一方的に、そういう動くうちに権威づけられてゐるのですから。現に今までの土地収用法の裁決例をずっと調べてみると、反対してゐる者は大体損をしております、収用委員会の場合には、絶対に反対という者に対する判決は、必ず要求した側の、申請側の方の価格で押しつけられてゐる。それから協力をすると、だからもっと高く買つてくれといふ場合には、協力的なプラス・アルファがついてゐる。それから自分の方からこれで買つてくれと、それが申請側よりも五割高いものを要求した場合には大体その中間で裁決が下つてゐる、つづきにこの判決例をずっと調べてみますと、大体そ

う傾向になつております。まあ少なくとも飯沼さんも長い間収用委員会をやつていらつしやつて、そういう事実は御承知だと思ひます。それが二の七だったかな、二の五の七か、二の二の七だったかな、そういうものを繰り込もうとしたことだと思ひます。とにかく、まあ全部調べませんが、大体拾つてこゝろ見ると、そういう判決が下つてゐるのが多いのです。従つて、その中にはあなたが繰り込もうとしたところの例の利益の放棄、請求権がなくなるのだといふような考え方が現実にはこの今までの裁決の例から見ますと現われておるのです。ですから先ほどのあなたの言ひやつてゐるようになことは、あなたの方の経験からいつてそれ繰り込もうとしたといふことだらうと考へますけれども、私はそういう基準等がないために、人間ですら感情が入り込む余地が多分にあるのじゃないか。収用委員です、収用委員会に感情が入ることが多分にあるのじゃないか。いわゆる財産権の評価の問題、それは公益の方にウェイトがかかり過ぎていく傾向があるのではないかな。なぜならば収奪される者は一人の個人、あるいは十人かからぬ場合もあるかも知れませんが、公益といふのは少なくとも日本民族全部でございます。それを除いた全部が受ける利益でございます。という場合は、どうも対等であるべきものが公益重点に収用委員会の判決はそういう裁決が下されるように私は見受けられるのです。従つて、この鑑定制度または補償基準といふものを明らかにしなければ、こういう答申が出、答申を参考として出た法律というもののに対する国民の反響は、

私はもつと強くなつてくるという危険を感ずるのです。そこで、補償基準並びにこの評価鑑定を迅速に、この法律の実施と同時にこれらのものの結論が出ることを望まされたいとお考へになつておりますか。あるいはそういふものがなくても、今まで通り何ら基準のない買収交渉というものであつても、お互いの間に了解したならそれでもいいんだというお考へに立つておられますか。

○参考人(飯沼一省君) この評価鑑定の制度、並びに補償基準については、早くできればこれにこしたことはないと思ひます。しかし、私から申し上げるまでもなく、これは非常にむずかしい問題だと思ひます。評価鑑定の制度をどうするか、それから補償基準を作るにいたしましても、果してどういふものができるのか、それを見せなければ、収用委員会が裁決をする場合にすく何か答案が出るようなものはない、私はそう早くできないのではなからうかというお考へをしております。従つて、この法律が出来ても当分私は今まで通りのやり方でいくよりはかは仕方がないと思ひますが、しかし収用委員会の実際の状況から見まして、収用委員会がそのように感情をもつて裁決をするというようなことは、私はこれは考へられないことでありまして、公平な裁判官と同じような気持で裁決をいたしておるのが各府県の収用委員会の実際の状況だと考へます。当分はやはり今までのようなやり方でいくことはやむを得ないのではなからうか、というふうに考へます。

○田中一君 しかし事実、感情が入らぬと言つたところが入るものなんです。たとえば筑後川の下釜ダムの問題にしても、もうこれはけんかです。飛行機と望遠鏡で測量して、貴様たちぶつたいてやるからというやうなことを、部長とか局長とかいうやうな者がマイクでぶつつかつて、これはもうそやうな感情です。これじゃ正當な冷静な買収交渉がありやうがないのです。たとえば汚物の一滴でもこの辺に、顔へでもくつついた公務員は、これは勘忍ならない気持ちになるものなんです。これは買収交渉の場合です。だから感情がないという前提に立つて国家公務員を見なければなりません。これは法の執行者であるという形で見なければならぬと思ひます。それが、それでもまだあるということですが、たくさんあります。たとえば今度、先般も新聞で御承知のように、建設省の地建の労働組合が大暴動を起し、さました。多分の中に感情が入つておられます。また民間のわれわれはそんなんでよく利害をはき合いますけれども、国家公務員の場合は職階制ですから、点かきつたためは何でもしつた。いやここにいる、そこにいる国家公務員はそういうことではない、いい人ですよ。それが多いわけなんです。そういうまた感情が入らないと言つても入るものなんです。だからどうしても入る余地がないという制度を作るというところが一番正しいと思ひます。今、飯沼さんも困難だと思ひしやるけれども、困難だからしないというわけじゃないで、今法務局の方で言われているように、この法律の二十二条に公共用地審議会を調査するということをおこにうたつてありますが、私はこれが困難であらうとも、これは結論が出て、それによつてこの公共事業、こ

の答申された内容の事業が行なわれるならば、社会党が政権をとりましても自民党以上に公共事業をどんどんやりますから。だからまあ少し内容は変わりますが、少くも、あえて反対を示すわけじゃないのです。今の傾向からいって、しかし、そういうものなして相変らず今のやうなこの収用者、起業者に対する不信感というものがこま増大して、一方取られる財産の価値というものが上昇の一方で、土地の例をとりましても、がんばつていけば地価は上がるのだという土地に対しては地価の抑制というものはかりながら、妥協的な買収交渉並びに収用委員会の裁決が持たれるやうな制度になくちやならぬと思ひます。相変らず現在のままの国民の財産の買取り人が、今までのやうな形でこの法律を適用したならば、今までの困難がこれでもって、一挙に屈辱。まあ国家公務員にすれば屈辱もあるでしょう、屈辱的な暴言を吐かれた人たちに、これによつて一つ仕返しをしてやるという気持は、やはりどこかの心のすみにはあるものなんです。それみろという気持、そうしてますます国民の行政権に対する不信感というものは高まるのではないかと、この危険を感ずるわけなんです。これ、飯沼さんどうお考へになりますか。私が今申し上げているやうな、その点はそんなものはないと、そういうものは飯沼さん自身が、おれは感じないというお考へでしようか、それともそういうものも多少もあるかも知れぬというお考へなんでしょうか。

○参考人(飯沼一省君) 大へんむずかしい御質問であります。私自身、土地収用特別措置を適用するまでもなく、何か両者の間でうまく事前にPRその他の方法を十分に徹底させました、また地方公共団体その他もそれに十分協力をいただいて、それでその土地の方々の御納得をいただいて円満にお話し合いが済めば、それにこしたことはございません。それでだんだんと起業者の側においても、私存しておる限りにおきましては、PRの方法その他が大へん最近数年前とは比べまして進んでいるように存じます。住民の方々の御理解を得る点についても、相当の進歩は変わつた方向に、全体の大勢をいたしまして向かつているのじゃないかと思ひます。ただ具体的にいろいろなケースがございまして、非常にむずかしい場合には、先ほどおっしゃいましたように感情的な対立にまでなつて、大へんに困つたことだと思つておるわけでありまして、この法律、特別措置法ができましたからといって、その対立的な感情をさらに激化させるというふうなことは私はないのじゃないかと、むしろこの特別措置におきましては特にこの事前のPRでありますとか、そういう点を特別措置の緊急性の内容にかんがひまして、むしろ少し何を従来よりも広く起業者に義務づけておきますし、これが大体ちゃんといきましますと、むしろおっしゃいますやうなことが、だんだんと大勢として解消に向かう方向に何とかいかないものか、という希望を含めて私は感じておる次第でございまして。お答えになりましたでしょうか。

○田中一君 Iの1、この事業指定です。特定公共事業、これ答申案よりも法律案の方が一つふえておるようでもあります。これに対する感じ方はどうですか。

○参考人(飯沼一省君) これはできるだけこういふ特別措置でありますから、適用される事業の種類は公共性並びに緊急性の高いもの、強いものにできるだけしほらうというところで調査会の案はできておるわけでございます。しかしこの答申が出来たあとで政府の方でまたさらに検討されました結果、その公共の度合い、緊急性の度合い等においてこれに変わらぬものとして、さらに一つ付け加わつたやうであります。これは別にそれだからどうこうということは私としては考へておりません。

○田中一君 そこでこれに指定してありますところの事業でも、どれもこれも皆それを認めるというわけじゃないやうになつておられますけれども、どういふ程度のものか緊急性と申しますか、あるんだとお考へになるのですか、たとえばこれでもいいか、アメリカ駐留軍が要求するものが抜けておられます。そういう点は論議になりましたか。

○参考人(飯沼一省君) 別に特に論議はございせん。これは建設大臣が任命する者でいいんだというやうになつておられますが、私もこれはこういふ者が国会の承認を受けて任命する方が妥當ではないかというやうに考へるのです。むしろ飯沼さんが会長になつておられるところの調査会も、これは議事録には残っておりませんけれども、せめて社会党

が推薦する委員を二人ぐらいいは入れて下さい、そうすれば一応われわれの考へもそこに入るから賛成してもいい、という態度を明らかにして折衝したものです。おそろく前の大臣であつたと思ひますが、大体こうした制度は、まあ国会に出しますところの法律案でございまして、大体野党からもその比率によつてそのくらいは出ていいと思ふのです。その口約束を關盛君がしたものと云つて、そのうちに關盛君は外国に行つちやつたから、これは關盛君じゃないかもしませんが、とにかくそういう口約束をしておるのです。それをあえてわれわれの野党の意見を聞かずに任命してしまつたわけなんです。従つて、今度の公共用地取得審議会にも当然国会の承認という事になつた方が權威づけられてよいのではないかと云ふのが、あなただの答申には「内閣の承認を得て建設大臣が任命する」ということになつておりますが、私が申し上げたようなことまでの考へ方は一べんも出なかつたのです。

○参考人(飯沼一省君) 調査会ではそういう議論は出ませんでした。他の行政関係のこういう諮問機関と同じような考へ方からいたしまして、従来土地収用法の仕事を取つておられます建設大臣の諮問機関で、建設大臣任命でいいんではなからうか、こういうことで特にその点は問題はございませんでした。

○田中一君 私が今申し上げたような考へ方、内閣任命で国会承認というところの方がよいとお考へになりますか。

○参考人(飯沼一省君) こういう問題は、特に国会の承認を受けるというまでの必要はないのではなからうかと私は考へます。

○田中一君 たとえば国有鉄道にいたしましても経営委員は国会承認になつております。NHKですら国会承認になつております。国会承認になつていないものはたくさんございます。ことに国民の財産権に対する方法をきめるのであるから、われわれの意思も反映していいんじゃないかと思ふのです。われわれというのは国会の意思ですね。まあこれは見解の相違です。これはどうにもなりません、収用委員会もこれで強化されたという考へなのですか。どういふお考へだつたのでしょうか。

○参考人(飯沼一省君) 調査会の結論としてそういう点を明瞭に議論をされたわけではありせんけれども、中央委員会を作つたらどうかという意見を採用しなかつたというところは、委員の皆さんがそういうふうにお考へしておられたのではなからうか、半ば私の推測でございします。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに参考人に対する質疑はございませんか。——他に御質疑もなければ、参考人の方に対する質疑はこの程度といたします。

○参考人(飯沼一省君) 調査会におきましてはそういう議論は出ませんでした。ただ各方面の意見を聞きましてに、そういう中央の収用委員会というような案が幾らかあつたと思ひます。

○参考人(飯沼一省君) 調査会では、現時の状況のもとにおきましては、各地方の収用委員会だけでいいのではなからうか、もしその裁決に對して不服があれば訴訟なり、訴訟という道が開かれておりますから、その方がいいのではなからうか。かりに中央委員会を作つてみても、ほとんど案件が一年にどのくらい出てきまつかというふうな状態ではなからうかと思ひますが、現在では特にどうして中央の委員会を作らなければならぬか、という点の必要はないのではなからうか、というふうにお考へします。

が、しかし、現在の状況のもとにおきましては、各地方の収用委員会だけでいいのではなからうか、もしその裁決に對して不服があれば訴訟なり、訴訟という道が開かれておりますから、その方がいいのではなからうか。かりに中央委員会を作つてみても、ほとんど案件が一年にどのくらい出てきまつかというふうな状態ではなからうかと思ひますが、現在では特にどうして中央の委員会を作らなければならぬか、という点の必要はないのではなからうか、というふうにお考へします。

○田中一君 それは飯沼さん、あなた御意見ですか、それとも議論があつて結論づけられた御意見なんですか。

○参考人(飯沼一省君) 調査会の結論としてそういう点を明瞭に議論をされたわけではありせんけれども、中央委員会を作つたらどうかという意見を採用しなかつたというところは、委員の皆さんがそういうふうにお考へしておられたのではなからうか、半ば私の推測でございします。

○委員長(稲浦鹿藏君) ほかに参考人に対する質疑はございませんか。——他に御質疑もなければ、参考人の方に対する質疑はこの程度といたします。

○参考人(飯沼一省君) 調査会におきましてはそういう議論は出ませんでした。ただ各方面の意見を聞きましてに、そういう中央の収用委員会というような案が幾らかあつたと思ひます。

○参考人(飯沼一省君) 調査会では、現時の状況のもとにおきましては、各地方の収用委員会だけでいいのではなからうか、もしその裁決に對して不服があれば訴訟なり、訴訟という道が開かれておりますから、その方がいいのではなからうか。かりに中央委員会を作つてみても、ほとんど案件が一年にどのくらい出てきまつかというふうな状態ではなからうかと思ひますが、現在では特にどうして中央の委員会を作らなければならぬか、という点の必要はないのではなからうか、というふうにお考へします。

○田中松衛君 計画局長に質問いたします。補償についてですが、この前から参考人の方々からもいろいろ言われたように、土地の補償の前の土地の評価基準がないのだ。これについてこれは幾人からもたびたび聞かれたことではあるけれども、的確なまだ御回答がつかめていないわけなんです。評価の基準をどこに求めるかということについて、大臣からもこの前お聞きしたけれども、ただまあこういうこと以外にはないのだというふうなことで言われたけれども、参考人の方々さへもこの点についてはどうも心配が多いというふうな意見が、ほとんど一致して出ておるわけでございますが、あの参考人の意見等をお聞きになつたあとに、何か一つ置き場についてお考へになつたかどうか、お伺いしておきます。

○政府委員(關盛吉雄君) 公共用地の取得問題というものは、適正な、公正な、適切な評価によつて行なわなければならぬので、確かにお話のように、補償基準というものをほつきりあらゆる事業についてきめるということが必要でございます。土地収用法の場面にになりました場合につきましては、土地収用法の七十条以下の損失補償の規定がございまして、なおこの損失補償に關する規定の中で、八十八条に掲げてございしますような、通常受ける損失の補償、この範囲等につきましても裁決例等でいろいろな例がかなり出ておりますが、こういう問題については、通常受ける損失の範囲並びにその対償の度合い等もありますので、これは具体のケースごとに、もとより場合が違ひますけれども、この法律の施行後におきまして公共用地審議会が設置されますので、その業務の一部としてこの問題と取つ組んで行こうという考へ方になつております。

なお、各省が実施いたしましたり、あるいは各起業者が実施いたしましたり、また契約による実施の補償基準等につきましては、それぞれの規定を持つておりますといへ、内容的にもバランス上も検討を要すべき点がございします。この問題は土地収用法及び各関係各省にまたがる問題でもありまうので、政府全体として検討をすべきことかと、このように考へております。

○委員長(稲浦鹿藏君) 質疑はちよつとこれで中断しておいて、資料の説明をお願いします。

○政府委員(關盛吉雄君) 前回の委員会におきまして御要望がございました資料につきまして、お手元に差し上げさせていただきます。この資料は、適用事業に該当する起業者が持つておりますところの補償基準といたしまして、建設省、国有鉄道、道路公団、首都高速道路公団、電気事業者、工業用水道事業者、それから地下鉄、帝都高速度交通営団、これだけの関係の起業者の分が補償基準としてお手元に差し上げてさせていただきます。

それから第二は、収用委員及びあつせん委員の名簿につきまして資料を差し上げてございしますが、収用委員の名簿につきまして、恐縮でございますが訂正の部分をご訂正させていただきます。収用委員の名簿の第二ページでございますが、第二ページの一番下欄のところに、第二ページは一番下に宮城県の収用委員の名簿が載つておりますが、南隆春さんという方が宮城県の収用委員の最後の委員で

ございまして、岡部秀温さんとの間に線を引っぱっていただきたいと思ひます。岡部さんからは秋田県の収用委員ということになりましたので、線をお引き願ひたいと思ひます。それから第二の訂正箇所、十二ページでござい

ます。十二ページの宮崎県の収用委員の方のワケが福田さんから始まつておりますが、一番最後のところでごさいますが、大原友幸さんから宮崎県の収用委員でございまして、大原友幸さんと森彦市さんの間に線を引つ張つていただきまして、福田さんの上の線は消していただきたいと思ひます。会長は福田甚二郎さんでございまして。これが収用委員の名簿につきましての御訂正をお願い申し上げます。それからちよつとまたおくれまして恐縮でござい

ますが、収用委員の名簿の八ページを開き願ひます。八ページの中ごろからちよつと下に兵庫県がございまして、この会長さんは岩崎さんでござい

ますが、この頭に○が抜けておりますので、○を御記入願ひたいと思ひます。それから次は、適用事業に関する収用法の適用件数につきまして資料を差し上げてござい

ますが、その資料は、事業認定につきましては、全事業に關係するものと、それから適用事業に關係する部分の三十五年度に關するものを差し上げてござい

ますが、それから、裁決につきましては、同様に裁決のありました適用事業關係のものを掲げてござい

ますが、それから、係属中の訴訟の内容につきましては、二件お手元に記入して差し上げてござい

ますが、以上で資料の差し上げてござい

ます。以上で資料の差し上げてござい

ます。以上で資料の差し上げてござい

ます。以上で資料の差し上げてござい

ます。以上で資料の差し上げてござい

ます。以上で資料の差し上げてござい

ます。以上で資料の差し上げてござい

も、たとえ無職であつても、六十一條の委員の除斥の規定にかか

ると思ひます。思ひますが、あえて公共団体の職員を入れぬでもいいのではな

い。かといふ気がするんですが、そういうことに對する制限はあり

ませんか。ただ除斥の規定があるにすぎないんですけれども、

そういう点に指導しているんです。極端な例は、岐阜県にお

ける羽島市の助役がなつておる。静岡県にお

ける三重県などは鈴鹿の市長がなつておる。あ

えてこういふ人たちが入れないでも適格者がいるん

ではないかと、こう思ふんですが、その点は

どういふ指導をしてきていますか。

○政府委員(關盛吉雄君) この収用委員の選任につ

きましては、法律でその選任の人の基準を明

定化したしてござい

ます。この規定に基づきまして知事が選任をいたして

わらないで、行政指導で当然、この収用法に適用する事業の執行者は、除外するの

がいはばん好ましいのではないかと考えますが、どう

ですか、法律にそれがなければならぬと

思ひます。○政府委員(關盛吉雄君) この収用委員の方々が、

起業者といひますが、あるいは電気事業者であ

りまして、いろいろ肩書を持っておられる方がたまたま

出しておられますが、こういふ人たちの経歴上、

学識経験という立場から知事が選任されたものと思

つてお

ります。○田中一君 収用委員は、これは任期がなかつた

ですね。○政府委員(關盛吉雄君) 法律では任期は三年とい

うことになつてお

ります。○田中一君 どの程度かな。○政府委員(關盛吉雄君) 第五十三條の規定でござ

います。○田中一君 それならば、やはりどうも、たと

員だけがあつせん委員で、話がどうも、うまくいくはずないじゃないですか。

○政府委員(關盛吉雄君) このあつせん委員の名簿は、あつせんの申請のありましたものの中で、あつせんの成立したもの報告がありますので、そのあつせん委員を掲げたわけでありまして、あつせんの結果、徳島県の改良工事のあつせんが効果を生じた場合でございます。

○田中一君 だから、県会議員並びに県の職員だけであれば、その公平な判断というものが、県中心の判断しかされてないということだと思つて、そのよ。県の職員は知事が任免権を持つておるわけですから、だから五人なんかやる必要はない。一人で持つてくると、県の職員は、そういうふうな、どう見ても、あつせん委員会の制度というものは、そういうものじゃないはずなんです。県会議員並びに県の職員である者を、あつせん委員にしろというのじゃないのです。私はこの徳島県に、第十五条の三にある学識経験者がいないとは理解できないのですがね。

○政府委員(關盛吉雄君) この池田町の改良工事は町道でございますので、町会の方ではないのでございまして、このあつせん委員は、県の職員があつせんに参画いたしておりますが、これはおそろく知事さんは町道の改良工事について公正な立場であつせんができるというわけで、専門的な立場の者を採しまして、県の職員を入れたのではないかと、こういうふうに考へております。

○田中一君 あなたから、そういう説明を聞かぬでもいいです。あなたはわ

からないのだから、自分が波及されるような答弁はしやしないのだから、それよりも、こういう形のものであつては、やはりあつせん委員なり、収用委員なりに対する、われわれが、こういう人選から見ると、はたして公正に行なわれておるかどうかということに疑問を持つておるようになってくるのです。

私も、公共用地取得のための事業をはばもうというつもりで質問しておるんじゃないのです。公正に行なわれるかどうかということが疑問があるから伺つておるんですよ。もつとも關盛君は法律を作る方で、何も実態を知らないのだから、こういう資料がどうして出たか知らないわけですから、それをあなたに追及するのは酷かもしれぬけれども、少なくとも指導の面において、だれもが納得するようになつていようものが望ましいと思つていふんですよ。しかしこれは、あなたが任免するのじゃない、都道府県知事が任免するのですから、それが、そういう形のものに、この表を見ても、そういう疑問があるから、的確な指導をして間違いないようにしなければならぬと思つて、奈良県の国道新設、阪奈道路の問題にしても、奈良電鉄の監査役があつせん委員になつてゐる。これは取引がすぐできるじゃないですか、あなた方に有利にするから、この次にはおれのとこには頼むぞということになつて。そういうにおいのするものは避くべきであるということですよ。その人は、りっぱな人であるかもしれぬけれども、自分の職務が奈良電鉄の重役であるならば、何らかの取引が行なわれないとは限らない。そういうものは避くべきであると思つて、収用委

員の權威のためにも。どうお考えになりますか。将来、どういう工合に指導していこうと思つて、ほんとうに聞いておきますよ、建設大臣に聞いておきます。そういう場合に……。

○國務大臣(中村梅吉君) いろいろ田中さんから、私もこころ着席しまして御意見を拝聴いたしましたのであります。まああつせん委員等にいたしまして、またあつせん委員等にいたしまして、世間の納得するようないい人選をしてもらふことが望ましいのであります。この点は、今拝聴いたしました貴重な御意見を、これはやはり県の知事が任命する制度上のものでありますから、建設省として、あまり出過ぎてもよろしくないものであります。何かの方法で、一つ世間の納得するようないい人選に努められるように、一つ私どもとしては、通達か何かの方法で努力をいたしたいと、今拝聴しながら思つておつたような次第でございます。

○田上松衛君 今の問題に関連してですが、さつきも飯沼参事人に別の角度でお伺ひしてみたわけですが、一向私どもも納得するようないい御答弁にはならなかつたわけですね。

そこで大臣に質問いたします前提として、この際関係当局の方から、私が今申し上げようとする、一つの例にしようとしておる問題ですから、特に佐久間ダムのお聞きしておきたいんですが、一般補償と、公共補償との割合は、どうなつておりますか。これを御承知ですか。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいまお

尋ねのございました佐久間ダムの建設に伴ひまして支出されました補償費、これは公共補償費を含めました補償費でございますが、電源開発の方からの資料によりますと、九十二億九千万円ということになっております。この九十二億九千万円のうち、公共補償に相当する部分が七十三億九千二百万円、ですから、全体の一般補償を含めました補償費の総額に對しまして、公共補償費の占める比率が約七九%、こういうことになっております。一般的に公共用地取得制度調査会で述べられました統計によりますと、電源開発等のダム建設の場合におきましては、全体の一般補償と公共補償を含めました補償費という言葉をいいますならば、それに対応する公共補償が七割、三割の比率であるというふうに述べておられます。こういう状況になっております。

○田上松衛君 そこで大臣にお聞きするわけですよ。今御答弁がありまして、九%というものが、佐久間ダムの例に見るところの、いわゆる公共補償の割合なんですね。そこでどうしてもお聞きしておかなければならぬ。一体こういうような公共補償費を大きくすれば、この問題は非常に重大な問題であると考えておる。これは別な問題としておきますが、気持だけ申し上げておかぬとしくくりしないかもしれせんから申し上げます。

私も承知する範囲では、とにかくこういうようなものを作つたということ、静岡、愛知、長野、この三県の知事が例の天龍川、あるいは東三河ですか、これらの総合開発計画に関係

して、知事がもつてゐるところの、いわゆる水利権の許可権をたてにいたしまして、いろいろもめたわけなんです。これは個々に原因があるわけなんです。地元町村でも橋梁であるとか、学校であるとかというふうな、いわゆる公共施設をどんと出して、うまくこれを獲得してしまつておられます。あるいは飯田線の補償、つけかえ工事費、それがまた過大な金額に達しているわけなんです。その他道路のつけかえであるとか、こういうものが主になつて多るわけですが、こういうことをうまくごねたものは、いわゆるさつき申し上げました三県の知事が、これをやらしているということなんです。

よ。こういう場合において、今田中委員の指摘されましたもの、これにタッチする機関が、知事によつて任命されるということであるならば、こういうものに対抗する力が事実上できないんじゃないかということなんです。実際には任命している知事が背景になつて、こういうことをやらすのですから、そこへ對抗して、いやそれはいかぬのだ、実際には一方の公正、妥当な補償費というものを割り出すのは、ただ、そうした被収用者側の問題——それは個人であつて公共団体であつてを問はず、それだけの利益の擁護というだけであつて、一面には、これから影響を受けまうところの国民の立場を考へてやらないと、ほんとうの公正、妥当ということにはならないはずなんだ、こういう意見をもつて當つたとしても、どういふそりはいかぬ、知事から任命された立場であるなら、その主張は、どうしても無形の圧力と言いますが、それに押さ

れちゃって、できないんじゃないかと
いうことなんです。そこに私はこの問
題の非常に複雑なる、困難な結果を生
み出す事情というものが生まれてく
る、こういうことを心配いたしますの
で、これらの今言ふ、特に地方の収用委
員等の任命というものについては、国
家機関がこれをするというように、都
道府県知事にまかせないで国家機関が
任命し、あるいはこれが大きくことに
関与できるような方法をお考えになら
ないといけないんじゃないかと思ふ。
言われるところの——これは見方が
いろいろ違つておりますけれども、こ
ね得なんというものは、被収用者には
ないんだという意見もあり、いやある
のだという意見もあり、その真偽は別
といたしまして、少なくともこういう
ような非難される、あるいは懸念され
まするあれを防ぐのには、これから考
えなければならぬと思うのですが、こ
れについて、大臣の一つ御所感をお伺
いしておきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) まあ今、田
上さんからいろいろ御意見を拝聴した
のですが、実はこれは、見方の問題な
んです。公営事業につきまして、用地取得
その他補償の問題等、これはきわめて
所在住民の利害と重大な関係がありま
すので、私どもの見方といたしまして
は、やはり中央に取り上げるよりは、地
元住民の利害を最もよく承知いたし
ておる県単位の収用委員会であること
が、考え方として望ましいのじゃない
だらうか。ただ問題は、その人選の適
正を期するということ、これは先ほ
ど来お話がありましたように、最も重
要なことでございますが、かような角
度で考えておりますような次第でござ
います。

○田上松衛君 田中君に済まないと思
いますから、この点について希望を申
し上げておきます。

私が申し上げた要点は、大体おわか
りになったであらうけれども、言葉をか
えて言いますならば、この特別措置
法は、確かに一般国民には、まあ悪い
言葉でいへば、押しつけて効果を求め
ることが多分にできるであらう。けれ
ども、地方公共団体等に対しては、弱
くなるのじゃないか。こうであつて
は、国民の疑惑が解けないことになる
から、その点に留意されて、やがてこ
れの実施にあつては、十分な御配慮
をお願い申し上げておきたい、こう考
えるわけです。

これでは質問を終わります。

○田中一君 この資料の鳴子ダムの問題
ですが、この経緯を説明して下さ
い。そして現在の土地収用法はむろ
んのこと、今回の特別措置法で、こう
いう問題をどうするかという態度をき
めなければならぬ。

大体、収用委員会の裁決があつたに
かかわらずそれに対する抗告をまたし
ておるといふことになる、訴訟を起
しておるといふことになる、際限
がない。国民にこれらということをご
で教えているのです。鳴子ダムの訴
訟問題は、国民にこれら、収用委員会
のいうことをきく、もつととれるぞ
ということ……逆によつての場合には、
そんなに払いませんよ、もつと安くし
てくれと訴訟を起して起している。ここ
はつきりと国は——むろんこれは法律
上の手続を踏んでおるので、違法では
ございません、ございませぬけれども

も、このように、これもこれ得の一つで
す。政府自身がこれ得の一つの見本を
示しておるといふことになる。この実
態が、どうであつたかといふことを詳
しく説明してもらいたい。これは特別
措置法が出た場合には——現在も土地
収用法がある、なるほどあるけれど
も、この特別措置法の出た場合には、
どうするかといふこと、並びにこの訴
訟に対して、国は訴訟中だから裁判の
決定を待つて、それをするといふこと
なのか、あるいは取り下げて収用委員
会の決定に服するという態度なのか、こ
の点をつつ明らかにして下さい。国は
少なくとも法の執行者ですから、国民
に範を示さなければならぬ。御見解
を伺います。

○説明員(志村清一君) ただいま田中
先生から御質問がありましたのは、鳴
子ダム建設に伴う豊沢発電所関係の問
題かと存じますが、概要は——豊沢発
電所と申しますのは、荒雄岳鉱業株式
会社という会社が持つておりまして、
江合川の鳴子ダムの上流の地点に位置
しております。自家用発電所でありま
すが、この発電所の敷地は、高橋さん
といふ方がお持ちになっておりまし
て、これを荒雄岳鉱業株式会社は、借
りておつたわけでございますが、その
土地が、鳴子ダムの建設によりまして
水没することになったわけでございます
す。そのため発電施設と、その敷地を
買取するといふことになったわけでご
ざいます。土地並びに物件の所有者と
補償額について協議が成立いたしまし
せんために、土地収用法に基づきまし
て収用手続を行つたわけでございます
す。その結果、昭和三十三年の三月
に、発電施設及び敷地につきまして収

用の裁決がございまして、裁決の額
は、概略発電施設等につきましては、
四千四百六十万、敷地については約百
三十五万といふふうな裁決があつたわ
けでございますが、この裁決につきま
して、起業者側におきまして、その
補償金額について不服がございまし
て、土地収用法百三十三条の規定によ
り、訴えを提起いたしております。ま
た土地の所有者からも、やはりその裁
決を不服といたしまして、訴えの提起
が行なわれておりまして、両方の訴訟
が、ただいま参考資料として御提出申
し上げました鳴子に關する係属中の訴
訟事項として記録されておるわけでご
ざいます。

○田中一君 だから、どうしようとい
うの。これは、どちらが訴訟を起し
ているの、起業者が起しているの
でしょう。

○説明員(志村清一君) 起業者側から
も、補償金額について不服があるとい
うことで、収用法百三十三条による訴
訟を提起しております。土地の所有
者からも不服があつたといふことで訴
えが提起されておる、両方から訴えが
行なわれております。

○田中一君 荒雄岳鉱業の方は、これ
は、起業者が訴訟を起しているの
でしょう。

うので、これは原告が国でございま
し、被告は荒雄岳鉱業株式会社であ
つて、この二つの訴訟でございます。

○田中一君 土地に対しては原告が起
こしているのですか。さらにその土地
の方の、申し立て人の方の額、収用者
の方の額、第一回の裁決幾らになつて
いましたか、これがここに抜けてい
る。

○説明員(志村清一君) 原告が荒雄岳
鉱業株式会社の訴訟事件につきまし
ては、発電施設及び発電用水利権を収用
したことに對しまして訴訟が行なわれ
ておるわけでございます。

○田中一君 それの裁決は幾らでした
か。

○説明員(志村清一君) 裁決額は、発
電所につきましては、収用委員会の裁
決額は、先ほども申し上げましたよう
に四千四百六十七万、こまかい数字ま
で申し上げますれば七千五百四十四万
といふことになっております。

○田中一君 この表を見ると、2の方
が四千四百六十七万七千五百四十四
といふ裁決額になっていますが、2の
方がですね、これは原告が国です。被
告が荒雄岳鉱業なんです。従つて、こ
れは国が起している損失補償金不服申
立事件なんです、この分は。前の方の
原告が、——これは裁決取消請求事件
です、こいつは。

そうすると、訴訟の方は国が起し
ているのじゃないですか。訴訟の方
は、原告が国になつていますよ、これ
は。

○説明員(志村清一君) 補償金の不服
申立事件につきまして、原告は国で
ございます。全体につきまして裁決が適
当でないといふことで取り消しを要求

しております訴訟があるわけでござい
ます。それは、原告が荒雄岳鉱業株式
会社でございます。

○田中一君　そこで、この損失補償金
不服申立事件というものの取用委員会
の裁決に服さないという根拠、これは
何かと伺っているのです。そうして、
また今回の特別法で、こういう強い規
制をしようという場合ですね、この訴
訟事件に対して、原告は国なんですか
ら、国はどういう態度をとって臨む
か。裁判の結果を待つというのか、あ
るいは訴訟を取り下げるといふのか、
どちらなんです。少なくとも取用委員
会の決定に服するという態度が望ましい
のです。どうしますか。これは志村
君じゃ困るな、大臣でなくちゃ。

○説明員(志村清一君)　この訴訟事件
につきましては……

○田中一君　志村君、君から聞かぬ。
君から聞かないよ。大臣から聞かぬ。
どうする……

○国務大臣(中村梅吉君)　どういたし
ましょうか。その訴訟を起こすに至っ
たいきさつ、私も実はかねがね、前の
議會でしたか田中委員から、鳴子ダム
の問題が出たように思いましたので、
さつそくどういふいきさつで、一体国
は訴訟を起こしたのか、よほどやむを
得ざる事情があつたのかどうかという
ことを聞いてみたのであります。そ
の方から先に、ちよつとつけ加えさし
ていただきます。

それによりますと、まずこの発電所
の価格の問題ですが、取用委員会では
四千四百六十七万といふことであつた
わけですが、この算定の基礎は、この
発電所が完電をしております、そう
して年間純益といふものを基礎として

算定したと、こういうことなんです
が、当時の実情は、完電による利益は
全然なかつた。それで、従つて利益が
ある完電をしておつたものという基礎
の上に立つて算定した補償額が四千四
百数十万といふことになつたので、正
しくこれを査定をするならば二千七百
七十四万ほどになるのが正當なんだ、
こういうことが一点と、それから土地
の、その敷地に関する問題につきまし
ては、土地の上に発電所に関する建物
等があつたので、用地全体を宅地とし
て取用委員会は算定をした。ところが

実際に、宅地は一部分であつて、他
に山林があり原野があり、あるいは川
欠といふのださうですが、私も初めて
の言葉でわからないのですが、一般民
有地が川にくずれてしまつて川の底が
川の一部になつておるのが川欠といふ
のださうですが、そういう川欠といふ
区域がある。これらも、この山林原野か
ら川欠になつたものを、一括して
宅地として認定をして宅地としての評
価をしておる。こういうふうなことの
ために、実際に即しない差額が出てお
る。これを、このまま支払うといふこ
とはできないから、供託をすべきもの
は供託し、また権利者から支払い要求
があつたので、こちらの認定した金額
は、支払いを取用法の規定に基づきま
して支払いをして、あとの差額を供託
をして訴訟しておると、こういうよう
な話でございます。

元来、なるほど公的の機関である取
用委員会が、補償裁決をしたものに對
して、国が、どうも不服であるからと
いふので訴訟を起こすといふことは好
ましい事柄ではないと私も思うのです
が、しかし取用委員会といふのは、第

三者的な裁定機関でございます。こ
れは本来の本質からいへば、当事者の
双方から不服がある場合には不服を言
い、また訴えもできると、こういうの
が、まあ本質的な建前だと思ふので
す。そこでまあ大抵の場合には国とし
てはそんな訴訟は起さないとしよう
が、この場合には差額があまりにも大
き過ぎたので、また認定の基礎にだ
いぶ違ひがあると、こういうふうなこ
とで、やむにやまれず裁判を起してお
るということでございます。

従ひまして、実はこの訴訟をどうい
う方法かで、すみやかに――相手方も
迷惑しているでしょうから――解決す
る道があるかといふことについても検
討を加えたのであります。金額の開
きが大きいこと、それからそういう算
定の基礎に、相当の相違があるといふ
こと、これらから見て、国としても起
こした訴訟を途中で、一般民間の訴訟
のように妥協をしてしまふといふこと
は、かえつて明朗性を欠くといふこと
にもなるかと思ひます。結果的に
私も、実は従来の経過を援つて参り
ました事務局から報告を聞いた私と
しては、やはり公正なる、もうここへ
きたら、裁判所の御判断を願う以外に
はないのじゃないか。若干そのために
時日がかかつて、相手の当事者に御迷
惑がかかるかもしれないが、まあこ
ういふ訴訟になつたのは、これ一件だ
さうでございますから、やむを得ない
ケースとして、今日実は考へておるよ
うな次第でございます。

○田中一君　少なくとも法律によつ
て、法律の手續によつて任命されてお
る取用委員会が裁定を下したものに對
して、例外であらうと何であらうと、

一つの異議の申し立てといふものが、
起業者の方から出るということ。す
て、これは、まあ法律を実施する行政官と
してでなく、起業者としての国です
ね。これは好ましいことじゃないと思
ふのです。もうその取用委員に對する
否定にならざるを得ないです。これ
は非常に――私は、こいつはなるべく
言いたくないのですがね。言いたくな
いといふのは、そんなに行政というも
のがいいかげんなものだといふ印象を
国民に与えたくないから言いたくない
のですが、しかし、こうして今度は、
先取りしてしまふといふ――物件を
先取りしてしまふといふような法律が
でき上がるわけなんです。この際
は、こゝろのものを對する措置を明ら
かにしなきゃならぬと思ふのですよ。
これは物件は、まだ取用してないで
しょう、取用しているのですか。これ
は水没しているのですか、してない
のですか、これは。

○政府委員(關盛吉雄君)　すでに水没
いたしております。

○田中一君　水没しちゃつて、五年も
たつてゐるのかかわらず、清算され
ないとなれば、今までは金利をつけて
払うなんていふ法律はないわけ。す
て、おそろく訴訟を起してゐる金額も、
そんなものじゃないと思ふ。やはりこ
こに示しているように、二千七百万程
度のものが妥當だとして訴訟を起し
てゐるのだと思ひますが、こゝろの行
き方を一方にしておいて、そうして国
民の権利を守るんだとか何とかいつた
ところが、それはならないですよ、こ
ういふ事例があると。

ますます国民はこれに従わないといふ
のです。合法的な闘争が激しくなる
といふのです。いい例を見せている
のは、この事件です。訴訟を起して
おるのだからやむを得ませんといふこ
とだけでは済まないですよ。この訴訟
は、いつごろ済むのですか。その見通
しはいかがですか。そうして、この裁
決文をつかり見ると、当然、委員会
が、大河原旭、須藤義明、それから藤
本滝也といふ人々に鑑定を依頼して
ゐるのです。ちゃんと手續をしていな
がら、その裁決が不服だといふことを起
業者が言ひ出すのは、それはもう信用で
きませんといふことなんです。なるほ
ど金は国民のものですから、幾らで
もあるでしょう――国民は、実は、そ
んな金は持つていないのです。こと
に水没するやうな人たちは。ことに農
村においては激しいです。訴訟をする
にも、訴訟をする金もない人が多いの
です。下釜ダムの室原さんは別です。
資金がだいぶあるといふことです。取
用委員会の裁決が下つて、その裁決が
不服だといわれたのじゃ、国民はた
まつたものじゃないです。ましてや物
件といふものは、もうとられてしまつ
てゐるんですよ。住んでゐた家はぶち
こわされてゐるんですよ。今このように
水没してゐる。どうにもならない既成
事實を作つて、今度はまた国が提訴をす
る、原告になる。これを解決なさい。こ
れを解決する方が先決です。それには
話し合ひをするんですよ。けんかを売つ
てゐるのは国じゃないですか。取用
委員会の裁決は、当然守らなくならな
い、訴訟の道もありませんけれども、
話し合ひの公共事業を行なうといふ
ことを口で言つていながら、こゝろ

る訴訟を起しているということになれば、弱者、貧乏人、智慧のない人たちは、全くもみくちゃになつてしまふんで、例外だなんていうことはあり得ないです。同じことです。少なくとも一億七千万の要求をして四千万にきまつたわけですから。国が二千万で申し立てをしていて、この問題を解決しない以上、国民の不信感というものは抜けないです。これを解決しないで、そして今度の法律をそのまま実施しようということは許されないことである、許すことができないです。あやまちを改めるに、ちつとも遠慮は要りませんから。私は何も荒雄岳鉱山から変なものをもらっているわけじゃないです。自分のなかにで言っているんじゃないです。何も依頼を受けたことはありません。法をほんと信用されるように行なおうとするには、こうした問題を解決しなければだめです。それは、弁護士は一番よくそんで、何と云つたつてお互いに金持ちだから、いつまでもやっつけているが、しかし物件は水没している。こうしたことに、今度の法律でもって強制しようとしている。今度の法律は、私は、大臣から、これはどうするかという答弁がなくちゃ、どうしても抵抗します。今度の火曜日の閣議でもって、これをきめていられしやい。閣議の問題です。こういふことをしているから、政治に対する国民の信頼というものを失っているんじゃないですか。とんでもないことですよ。これは中村さん、あなたが閣議に持ち出して、決して隠すかしない問題じゃないです。あなたが良心的な政治家である以上、片方には、これを強制し

ようとする、現在あるところの土地収用法以上のものをもって収奪しようとする。しかし一方においては、こうして収用委員会の裁決に対して異議の申し立てをしているという、これは何とか解決しなければならぬ。そうしなれば、実際にこういふ法律を作つても、国民の抵抗は強まるばかりです。これは内容を、こうなっているから、どうしようかというところには……。そうすれば、あなたは、選挙に棄々と態度を明らかにして下さい。それは訴訟を待つばかりでございまして、いってあなたの方がいつも言っている話し合いができるのです。お前の方でも、これは一つがまんしてくれ、おれの方も、これを認めるからということで、円満に解決するのです。

おそれるこの荒雄岳鉱山なんというもの、これは長年訴訟をやつたのじゃ、とても続くものじゃないです。その施設は全部水没しているというこゝとになれば、とんでもない話ですよ。これは大臣から何らかの答弁がなくちゃ、ここでひっかかっちゃ。答弁求めます。ほんとうに国民から信頼される政治を行なうとするならば、態度をきめて下さい。

○政府委員(關盛吉雄君) この訴訟には、二つございまして、損失補償金の不服の申し立て、国が実施いたしております訴訟と、それから荒雄岳鉱業株式会社が、裁決の取り消しの請求にかかる訴訟と、二つございまして。で、会社の方が実施いたしております原告の訴訟は、目下東京高等裁判所に控訴されておつて、係属中でございます。この事件と、補償金の不服申し立ての事件が、訴訟の取り扱いいたしましては、関連をしているように見受けられます。国の方がもとより、提起されましてのが三十二年六月十二日でございますから、損失補償の不服申し立て事件の訴訟提起は非常に古いのでございまして、その後におきまして、荒雄岳鉱業の方から、裁決取り消し請求事件の訴訟が提起されておまして、これが控訴審になつておる、こういう關係でございます。

○田中一君 そうすると、これは最高裁までいけるのですか。

○政府委員(關盛吉雄君) これは、いづれにいたしましても、訴訟提起の關係は、性質上は最高裁までいけるわけでございます。

よりとする、現在あるところの土地収用法以上のものをもって収奪しようとする。しかし一方においては、こうして収用委員会の裁決に対して異議の申し立てをしているという、これは何とか解決しなければならぬ。そうしなれば、実際にこういふ法律を作つても、国民の抵抗は強まるばかりです。これは内容を、こうなっているから、どうしようかというところには……。そうすれば、あなたは、選挙に棄々と態度を明らかにして下さい。それは訴訟を待つばかりでございまして、いってあなたの方がいつも言っている話し合いができるのです。お前の方でも、これは一つがまんしてくれ、おれの方も、これを認めるからということで、円満に解決するのです。

おそれるこの荒雄岳鉱山なんというもの、これは長年訴訟をやつたのじゃ、とても続くものじゃないです。その施設は全部水没しているというこゝとになれば、とんでもない話ですよ。これは大臣から何らかの答弁がなくちゃ、ここでひっかかっちゃ。答弁求めます。ほんとうに国民から信頼される政治を行なうとするならば、態度をきめて下さい。

○田中一君 閣議局長、これは、あの訴訟は、一番だけで決定するものじゃないだろう。やっぱり最高裁までいくつもりですか。

○田中一君 建設大臣は、これは仙台で行なわれているところの補償金の訴訟については、一番で服するつもりですか。また上告するつもりですか。これが、判決が少なくとも、あなたの、国が二千万で出しておる申し立てが、それが二千万以下にならなければ、それまた以下にならなければ、また今までの行き方、考え方で、上告することにならざるを得ないと思うのです。で、最高裁までいくつもりですか。

○田中一君 閣議局長、これは、あの訴訟は、一番だけで決定するものじゃないだろう。やっぱり最高裁までいくつもりですか。

○田中一君 閣議局長、これは、あの訴訟は、一番だけで決定するものじゃないだろう。やっぱり最高裁までいくつもりですか。

○国務大臣(中村梅吉君) まだ補償金に關する訴訟は一番にあるようでございます。で、私どもとしては、それは訴訟というものは、全面的に自己の主張が正しいと思つても、達成されるものとはかりは期待することは無理でありますから、判決の理由等にもよりますが、理由が納得でき、この辺が、まあがまんすべき程度であるという場合には、しいて控訴の道をとらない方がいいのじゃないか。しかし、どうしても納得がいかないと、判決理由自体も、まだこちらの正当なりと信ずる点を十分認識していただいていないという事であれば、やはり公益の代表として、ことに国が起業者である場合には、考え方としては好ましいことじゃありませんが、やはり国の税金なり、公共の資金によつて行なっている事業でございますから、公共の利益のため、控訴してまで争わなければならぬという場合もあり得るかと思ひますが、そこらの点は、どうも予断をして、ここで結論を申し上げることは、ちよつといたしかねるようなわけでございませう。

○田中一君 この法律が、今度の特別措置法が成立して、これを実施する場合です。どういふ態度です。今言ひ通り、今あなたが言つてゐるような態度で臨むのですか。それとも、収用委員会の裁決は、とりあえず服す。むしろ土地収用法が親法になつてゐますから、これによつて手続するけれども、まず服すという前提に立つて考えておられるのか。おれの考え方に間違ひがあるならば、みんな服さなければ、みんな訴訟を起こしてやる。おれの方は、金はふんだんにあるのだといふ態度をもつて臨もうとするのですか。これは重大なことなんです。冗談じゃないのです。国民に信頼される政治をしようじゃないかということ。態度を一つ明らかにして下さう。

○国務大臣(中村梅吉君) これは、確かに、他の起業者である場合は別として、国が起業者である場合には、法律の制度としてできておる、公正である、この、国が信頼すべき機構としてできておる収用委員会の裁決に対しては、努めて裁決の結果を尊重するというのが考え方として基本でなければならぬと思ひます。

しかし、これも全国広いことで、この収用委員会で、どういふことが起こるかも知れませんが、絶対にやらないといふことは、法律上の制度上もあるものですから、私どもは言ひかねますが、ただ先ほども申し上げましたように、今度の特別措置法では、万一起業者が裁決に不服があつて訴訟をする、補償金に不服があつて訴訟する場合であります。きめた補償金は、今度は全額払わなければならぬ。今までのように、全額払わないで、一部を、自分の考えと相違する部分を供託できるという規定の適用を除外しまして、全額払わなければならぬ。払つておいて、争うべきものは争わなければならぬ、こつちの建前にいたしておられますから、今御指摘のような、当事者に非常な迷惑をかけるということは、大半除却されることになつてくると思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 過払いをした場合ですか。

○田中一君 向こうが余分にもらつた場合には、訴訟の結果です。余分に払つた場合には、訴訟の結果余分に払つた分は、間違えた場合には、その金は返さなければならぬでしょう。その場合には、金利をつけて返すのでしょうか。

○国務大臣(中村梅吉君) この場合には、当然裁判所が、支払いの義務ある者に対して裁判所が判決において金幾ら、及びいついつから支払いの日に至るまで幾らの利子を付して支払うべしというものが、裁判所の通常の判決でありますから、これはもつとも、大抵の場合どの判決でも非常に低い法定利子であります。まあ裁判所の判断にまかせた以外にはないと思ひます。

○田中一君 足りない場合には、金利をつけて払うのでしょ。これは法律に明示してあるね、その場合。それで余分に受けた場合には、金利をつけて払うのですか。裁判所が命令すれば、金利つけないければならぬのですか。

○国務大臣(中村梅吉君) その裁判の結果、支払額がもつと過小になつた場合、減額された場合、その差額については、裁判所がどういふ支払いを命ずるか、これは裁判の判断によると思ひます。

○田中一君 まあ少なく払つた場合は利子をつけるといふことになつていますね。じゃあ余分に払つた場合は利子をつけないと法律に書いてたつていいじゃないですか。収用委員会でもつてきめた額をもらつてゐるのではありませんか。

○国務大臣(中村梅吉君) 今のお話は、緊急裁決と最終的な補償裁決との

場合の差額のように伺ひました。そうだとすれば、この場合には、この法律は双方とも金利をつけるといふ建前になつております。

○田中一君 この荒雄岳鉱業繁栄発電所水没の問題で、収用委員会での裁決には、会長伊澤平勝、委員三島保は回避されたので、本裁決には関与しない、回避したということができる事項は、土地収用法のどこにあるのです。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記とめて。回避する、棄権する……。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を起こし。〔速記中止〕

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を起こし。本日は、この程度で散会いたします。

午後四時三十四分散会